

重要事項説明書

(1) 事業所の概要

運営主体の法人名	社会福祉法人気づき
運営主体の代表者	理事長 佐塚 みさ子
運営主体の所在地	千葉県松戸市六高台 3 丁目 8 5
運営主体の電話 (FAX)	047-702-7345 (047-393-8935)
事業所名	療養デイ思いやりキッズ
管理者名	平原 良子
所在地	千葉県松戸市六高台 3 丁目 7 7
開設年月日	令和 4 年 6 月 1 日
事業所番号	1291200739
電話番号 (FAX)	047-389-8552 (047-393-8935)
最寄り駅	東武野田線 六実駅から徒歩 20 分
サービス提供地域	松戸市

(2) 事業所の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (ただし祝日、12月30日から1月3日までを除く) ※利用者様のご要望など必要性の高い場合に臨時で他の曜日に営業することがあります。
営業時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分
サービス提供時間	午前 9 時 30 分から午後 2 時 00 分

※自然災害等により利用中止をお願いすることがあります。ご了承ください。

(3) 事業所の設備及び居室

居室	設備の種類 室数	備考
個室	3 室	4.37~4.4㎡
居間・食堂コーナー	1 室	48.71㎡
浴室	浴室 1 室	
設備	消火器具・スプリンクラー・自動火災報知機・誘導灯・誘導標識	

(4) 職員体制（常に配置基準以上の職員を配置する）

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護職員	看護師	1名以上	0名	1名以上
介護職員	介護福祉士等	1名以上	0名	1名以上
機能訓練士	理学療法士・作業療法士	1名以上	0名	1名以上

※職員の人数は、退職などにより変更になることがあります。

(5) 当事業所の療養通所介護サービスの目的及び方針

療養通所介護サービス（以下「サービス」とします）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業の実施にあたっては、主治医、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・福祉・医療機関との連携を図り、総合的な支援を心がけます。

また、質の高い看護、介護サービスを提供できるよう、職員教育を推進しサービスの品質管理に努めます。

(6) 療養通所介護のサービスの内容

療養通所介護計画の作成	療養通所介護計画を作成し利用者様およびご家族へ説明の上で同意を得ます。
療養通所介護	上記の計画に基づいた下記の介護を行います。 ①サービス提供前後の状態観察 ②移動介助 ③排泄介助 ④入浴介助 ⑤清拭 ⑥身体整容 ⑦更衣介助 ⑧体位変換 ⑨服薬介助 ⑩送迎 ⑪見守りの援助 ⑫医師の指示に基づく医療行為ならびにケアプランに基づき利用者およびご家族の意向を踏まえてサービス提供を行います。

(7) 利用者負担金（法改定により変更されることがあります）

①介護給付（別紙1-1参照）

原則として基本料の1割（または2～3割）の額です。

指定療養通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定療養通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた利用料となります。

※合計額は、小数の計算方法により若干の誤差が生じることがあります。

②その他の費用（別紙1-2参照）

給付費支給対象外の料金に対しまして実費料金表のとおりご負担いただきます。

- ③キャンセルされる際には、前日までにご連絡ください。当日の送迎前までにご連絡をいただいた場合（体調不良など）には昼食代はいただきません。当日送迎出発後などの場合には昼食代および当日利用分の利用者負担金を申し受けます。

④介護保険法以外のサービス

本契約では介護保険法に基づくサービス内容を対象としているため、利用者様がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要となります。

⑤利用料、その他の費用の請求および支払い方法

利用料その他の費用は、月ごとの精算として毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、同月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払いの方法は、現金集金または口座振替となります。口座振替日は翌々月の4日となります。

(8) 個人情報保護

- ①個人情報保護のため「個人情報の保護に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。
- ②当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- ④当事業所における利用者の個人情報の使用目的は別紙をご参照ください。

(9) 緊急時対応医療機関

- ① 事業者は、利用者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、下記の通り緊急時対応医療機関を定めます。

緊急時対応医療機関：医療法人徳洲会 千葉西総合病院

- ② 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項をとりきめておきます。

(10) 虐待防止

利用者の人権擁護・虐待の防止等のため以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 職員に対し虐待防止のための研修を定期的を実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

③ 虐待等の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報します。

(11) 身体拘束の防止

- ① 利用者または他の利用者の生命または身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束およびその他の行動制限を行わないものとします。
- ② 身体拘束およびその他の行動制限を行う場合には、その態様及び時間・利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③ 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修、および身体拘束適正化のための委員会を定期的に開催します。

(12) ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、次に掲げるいずれかの言動があった場合、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為
- ③ 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ

(13) 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の措置を講じます。

- ① 感染症および災害等に係る業務継続計画を策定します。
- ② 感染症および災害等に係る研修および訓練を定期的（年1回以上）に開催します。

(14) 苦情処理の体制

- ① 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者として、相談対応者を置き、利用者に対して連絡先を開示します。なお、相談、苦情の連絡があった時に当該担当相談者が不在の場合は、基本的な事項を当該職員以外の者が対応し当該担当者へ引継ぎを行います。

連絡先：療養デイ思いやりキッズ

営業時間内：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時

ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。

電話番号：047-389-8552

FAX番号：047-393-8935

担当者：平原良子

② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ・担当者は、職員に事実関係の確認を行います。
- ・担当者は、把握した状況を職員と共に検討し早急に対応を決定します。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者に対して対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します)

③ その他参考事項

- ・事業所において対応しえない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処します。

【苦情・相談対応窓口】

事業所 苦情・相談対応窓口	名称	療養デイ思いやりキッズ
	連絡先	047-389-8552
	担当者	平原 良子
	対応時間	午前9:00～午後5:30 (土日祝日を除く)
松戸市苦情・相談対応窓口	名称	松戸市福祉長寿部 介護保険課 給付班
	連絡先	047-366-7067
	対応時間	午前8:30～午後5:00 (土日祝日を除く)
国保連 苦情・相談対応窓口 (介護サービス苦情相談窓口)	名称	千葉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
	連絡先	043-254-7428
	対応時間	午前9:00～午後5:00 (土日祝日を除く)

(15) 衛生管理等

- ① 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上の必要な措置を行います。
- ② 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な感染対策に努めます。

(16) 緊急時および事故発生時の対応方法

- ①緊急時および事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。
- ②損害賠償については速やかに対応します。なお当事業所は「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しております。

療養通所介護の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 千葉県松戸市六高台3丁目85
名称 社会福祉法人気づき

代表者 理事長 佐塚 みさ子 印

事業所

所在地 千葉県松戸市六高台3丁目77
名称 療養デイ思いやりキッズ
(事業所番号：1291200739)

管理者 平原 良子 印

私は、本書により事業者から療養通所介護についての重要事項の説明を受けました。
また、サービスの提供開始およびサービス担当者会議等において個人情報を用いることに同意します。

利用者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

利用者の家族

(住所) _____

(氏名) _____ 印

署名代行者

(住所) _____

(氏名) _____ 印